

7月20日(日)は旭市長選挙の投票日です

投票は希望という木の種になる

あなたの市政に対する考えを反映させる大切な選挙です。投票によって示される皆さんの意思で政治が決まります。棄権せずに、自分の判断で投票しましょう。

告示

日程／7月13日(日)

投票

日時／7月20日(日) 午前7時～午後8時

場所／市内の各投票所(別表のとおり)

開票

日時／7月20日(日) 午後9時～

場所／総合体育館

投票できる人

平成19年7月21日以前に生まれ、選挙期日まで引き続き旭市に3か月以上住んでいる人。転入した場合は、4月12日までに転入の届け出をしている人。

市外へ転出した人は、投票できません。

投票所の入場券

7月上旬に、はがきで届きます。1枚のはがきに4人までの入場券が印刷してあるので、自分の入場券を切り離して、記載された投票所へ持参してください。

紛失した場合や届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録があれば投票できるので、投票所の係員に申し出てください。

投票日に投票できない人は

●期日前投票

投票日当日に、冠婚葬祭や仕事、レジャーなどで投票できない人は、次の場所で期日前投票ができます。

入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入したものを受付で渡し、投票してください。住んでいる

地域にかかわらず、どの場所でも投票できます。

場所／市役所、海上公民館、旭市保健センター、ひかた市民センター

期間／7月14日(月)～19日(土)

時間／午前8時30分～午後8時

●不在者投票

次のいずれかに該当するときは、不在者投票ができます。不在者投票は手続きに時間がかかるため、早めに選挙管理委員会に問い合わせてください。

○身体に重度の障がいがある人

○身体障害者手帳や戦傷病者手帳などの交付を受けた一定の障がいがある人

○保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人

○郵便で不在者投票ができる場合があります。

○都道府県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票がで

きます。入院・入所先が指定施設かを確認し、早めに病院長などに不在者投票の請求をしてください。

○仕事や学業などで市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会での不在者投票ができます。くわしい内容は、市ホームページで確認してください。



投票済証を発行

投票したこと証明となる投票済証を発行します。投票所の

票

問い合わせ先

選挙管理委員会事務局(総務課庶務行政班内)

☎62・5310

【別表】投票所

投票区	投票所
1	イオンタウン旭おひさまテラス
2	中央小学校体育館
3	市役所
4	総合体育館
5	干潟小学校体育館
6	矢指小学校体育館
7	富浦小学校体育館
8	豊畑小学校体育館
9	共和小学校体育館
10	琴田小学校体育館
11	鶴巻小学校体育館
12	滝郷小学校体育館
13	海上公民館
14	飯岡小学校体育館
15	旭市保健センター
16	三川小学校体育館
17	萬歳地区多目的研修センター
18	ひかた市民センター
19	コミュニティセンター

投票に行こう

